証券コード　2899
平成27年６月10日

株　主　各　位

東京都港区西新橋二丁目36番１号
株式会社永谷園
取締役社長　永谷　泰次郎

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都港区芝五丁目26番20号
　　一般社団法人日本建築学会　建築会館ホール
３．目的事項
　　報告事項　　１．第62期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第62期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

　　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　持株会社体制への移行に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件
　　第３号議案　定款一部変更の件
　　第４号議案　取締役９名選任の件
　　第５号議案　監査役４名選任の件
　　第６号議案　補欠監査役１名選任の件
　　第７号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
　　第８号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.nagatanien.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

第62期の期末配当につきましては、依然予断を許さない厳しい経営環境が続くものと予想されますが、安定的な配当を維持する方針に基づき、財務状況や当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類
　金銭

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株当たり　７円75銭　　総額　278,675,624円
　なお、中間配当金（１株当たり７円75銭）をお支払しておりますので、当期の年間配当金は、前期と同じく１株当たり15円50銭となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　平成27年６月29日

第２号議案　持株会社体制への移行に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件

１．吸収分割を行う理由

当社は、昭和28年の設立以来「味ひとすじ」の企業理念のもと、創意と工夫でお客様においしさを提供することで、企業価値の向上を図ってまいりました。一方、競争環境が激しさを増している加工食品分野を取り巻く環境は、消費税増税後の個人消費の低迷や、急激な円安による物価上昇の懸念もあり、経営環境は予断を許さない状況となっております。

このような環境下において、当社は、グループ戦略機能を担う持株会社と各事業会社を分離することにより、①経営環境の激変に応じて経営資源を迅速かつ最適な形で配分できるようにすること、②共通業務の集約等による効率化を行うこと、③各事業子会社の意思決定の迅速化による戦略的かつ機動的な事業運営を推進可能とすること、④監督と執行の分離を徹底させることによりガバナンス体制を一層充実させること等を企図して、会社分割（吸収分割）による持株会社体制への移行を行うことといたしました。

以上の目的のため、当社は第３号議案（定款一部変更の件）の承認及び吸収分割契約の効力発生を条件として、平成27年10月１日付（予定）で当社の営む食料品の製造・販売事業を当社100％子会社である株式会社永谷園分割準備会社（平成27年10月１日付で「株式会社永谷園」に商号変更予定。以下「承継会社」といいます）に吸収分割の方法により承継させることといたしたく存じます。

２．吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

株式会社永谷園（以下「甲」という。）及び株式会社永谷園分割準備会社（以下「乙」という。）は、食料品の製造・販売事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社永谷園

住所：東京都港区西新橋二丁目36番１号

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社永谷園分割準備会社

住所：東京都港区西新橋二丁目36番１号

第２条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（ⅰ）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ⅱ）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第１項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第３条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式300株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第４条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

(1)資本金　　85,000,000円
(2)資本準備金　　23,750,000円
(3)その他資本剰余金　株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
(4)利益準備金　　0円
(5)その他利益剰余金　　0円

第５条（効力発生日）
　効力発生日は、平成27年10月１日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第６条（株主総会の承認）
1.　甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2.　乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

第７条（競業避止義務）
　甲は本件分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

第８条（会社財産の管理等）
　甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第９条（本契約の条件変更及び解除）
　本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）
　本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各１通を保有する。

平成27年５月15日

（甲）東京都港区西新橋二丁目36番１号
株式会社　永　谷　園
取締役社長　　永谷　泰次郎　㊞

（乙）東京都港区西新橋二丁目36番１号
株式会社　永谷園分割準備会社
取締役社長　　飯塚　弦二朗　㊞

（別紙）

承継対象権利義務明細

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成27年３月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

１．承継する資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

効力発生日において本件事業に属する、現金、預金、売掛金、棚卸資産、未収入金その他一切の流動資産。ただし、次の各号に定めるものを除く。

①本社管理の現金
②本社管理の普通預金、当座預金及び別段預金にかかる預金債権
③効力発生日以後、甲の事業に従事する者（出向による従事者を含む）にかかる前払費用、仮払金その他の流動資産
④グループ戦略立案・グループ内金融にかかる流動資産の一切

(2) 固定資産

効力発生日において本件事業に属する、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産。ただし、次の各号に定めるものを除く。

①西新橋所在の土地、並びに、甲の本社及び保養施設の土地（借地権を含む。）、建物及びこれらに付随又は関連する附属設備、構築物、備品その他の資産
②投資有価証券
③効力発生日以後、甲の事業に従事する者にかかる車両及び運搬具等及び敷金等の固定資産、投資その他資産
④グループ内イントラネットその他本社通信設備に関するリース資産
⑤株式会社サンフレックス永谷園、株式会社オクトス、株式会社花笠食品、株式会社永竹及び株式会社ニシエイ以外の子会社株式

２．承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

効力発生日において本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用その他一切の流動負債。ただし、次の各号に定めるものは除く。

①一年以内償還予定の社債、借入金、未払利息

②効力発生日以後、甲の事業に従事する者（出向による従事者を含む）にかかる債務及び引当金

③本社通信設備にかかる短期リース債務

(2) 固定負債

効力発生日において本件事業に属するリース債務、退職給付引当金その他一切の固定負債。ただし、次の各号に定めるものを除く。

①社債、借入金、未払利息

②効力発生日以後、甲の事業に従事する者（出向による従事者を含む）にかかる債務及び引当金

③本社通信設備にかかる長期リース債務

３．承継する雇用契約等

本吸収分割の効力発生日において本件事業に属する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

４．承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他知的財産権は承継しない。

なお、乙が本件事業の継続に必要なものについては、別途協議の上、甲が乙にその使用を許諾する。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

３．会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

①対価の総数に関する事項

当社は、平成27年10月１日を効力発生日とする吸収分割（以下「本件分割」といいます）により、食料品の製造・販売事業に関する権利義務について、当社の100％子会社である株式会社永谷園分割準備会社（以下「承継会社」といいます）に対して、当社との間で締結した平成27年５月15日付の吸収分割契約に従い承継させることといたしました。

本件分割に際して、当社は承継会社との間において、承継会社が普通株式300株を新たに発行し、その全てを当社に対して交付することと定めました。

本件分割にあたり、当社に対して交付される承継会社の株式については、本件分割によって当社の純資産に変動はなく、また、その全ての株式が当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社と承継会社との協議により１株当たりの純資産額等を考慮して決定したものであり、相当であると判断しております。

②吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金等の額に関する事項

承継会社が本件分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本件分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして相当な額であると判断しております。

資本金　　金85,000,000円
資本準備金　　金23,750,000円
利益準備金　　0円

(2) 承継会社における最終事業年度に係る計算書類等

承継会社は平成27年４月21日に設立した会社であるため、確定した最終年度はありません。同社の設立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部） 流動資産 現金及び預金	10	（純資産の部） 株主資本 資本金	10
資産合計	10	負債及び純資産合計	10

(3) 吸収分割当事会社における最終事業年度の末日又は成立の日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

①当社

当社は最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は存在いたしません。

②承継会社

承継会社は会社成立の日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は存在いたしません。

第３号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1)　当社は、第２号議案（持株会社体制への移行に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件）に記載のとおり、平成27年10月１日付（予定）でこれまでの事業会社から持株会社となります。

つきましては、第２号議案が承認可決されることを条件として、現行定款第１条及び第２条を変更し、併せて、平成27年10月１日付で効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

(2)　コーポレートガバナンスの一層の強化を目的として、現行定款第20条に定める取締役の員数を９名から10名に変更するものであります。

(3)　取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第427条に定める取締役及び監査役の責任免除制度に基づき、現行定款第30条及び第40条の規定を変更するものであります。なお、第30条の規定の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（商号） 第１条　当会社は、株式会社永谷園と称し、英文では、NAGATANIEN CO.,LTD.と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、株式会社永谷園ホールディングスと称し、英文では、NAGATANIEN HOLDINGS CO.,LTD.と表示する。
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（１）お茶づけ食品類の製造販売	（１）株式の保有、売買並びにその他の投資事業
（２）ふりかけ食品類の製造販売	（２）投資会社の経営管理
（３）即席みそ汁、吸物類の製造販売	（３）飲食料品の製造、包装及び販売
（４）茶、のりの販売	（４）飲食料品の加工
（５）菓子製造販売	（５）飲食店の経営
（６）その他飲食料品の製造及び販売	（６）飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導業務
（７）皮革製品の製造販売	（７）フランチャイズチェーン店舗の設備及び内装工事の設計、工事監理並びに器具及び備品の販売
（８）飲食店の経営	（８）経営コンサルタント業
（９）不動産の売買、賃貸、仲介及び管理	（９）不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
(10）前各号に附帯する一切の業務	(10）総合リース業及びこの仲介斡旋に関する事業
	(11）損害保険代理店業務及び生命保険の募集に関する業務
	(12）商品・サービスの販売促進施策に関する支援業務

現　行　定　款	変　　更　　案
	(13) 総務、人事・給与及び福利厚生業務の受託 (14) 一般労働者派遣事業 (15) 農畜産業 (16) 農畜水産物の生産、処理、加工及び販売 (17) 油脂の生産、加工及び販売 (18) 雑貨類の販売 (19) 知的財産権の取得、維持、管理、利用等の許諾及び譲渡 (20) 前各号に附帯又は関連する一切の事業 (21) 前各号に関する研究、開発、調査の受託
＜新設＞	2.　当会社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことを目的とする。
第 3 条～第 19 条　＜省略＞	第 3 条～第 19 条＜現行どおり＞
(取締役の員数) 第 20 条　当会社の取締役は、9名以内とする。	(取締役の員数) 第 20 条　当会社の取締役は、10名以内とする。
第 21 条～第 29 条　＜省略＞	第 21 条～第 29 条＜現行どおり＞

現　行　定　款	変　　更　　案
(取締役の責任免除) 第 30 条　当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2.　当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第 30 条　当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2.　当会社は、取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。
第 31 条～第 39 条　＜省略＞	第 31 条～第 39 条＜現行どおり＞
(監査役の責任免除) 第 40 条　当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。	(監査役の責任免除) 第 40 条　当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
2.　当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。	2.　当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。
第 41 条～第 48 条　＜省略＞	第 41 条～第 48 条＜現行どおり＞
	（附則）
＜新設＞	第１条　第１条(商号)及び第２条(目的)の変更は、平成27年10月１日をもって効力が生じるものとする。
＜新設＞	第２条　前条及び本条は、平成27年10月１日をもってこれを削るものとする。

第４号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、第３号議案（定款一部変更の件）の承認可決を条件として、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため１名を増員し、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	永谷　栄一郎（ながたに　えいいちろう） （昭和29年８月26日生）	昭和54年４月　当社入社 昭和63年６月　当社取締役 平成３年６月　当社常務取締役 平成６年６月　当社専務取締役 平成８年６月　当社代表取締役（現在） 当社取締役社長 平成20年６月　当社取締役会長（現在）	1,041,521株
2	永谷　明（ながたに　あきら） （昭和11年２月19日生）	昭和34年４月　当社入社 昭和36年１月　当社取締役 昭和49年６月　当社常務取締役 平成２年６月　当社専務取締役 平成６年６月　当社取締役副社長 平成８年６月　当社代表取締役 平成20年６月　当社取締役副会長 平成23年６月　当社取締役相談役（現在）	1,110,089株
3	永谷　泰次郎（ながたに　たいじろう） （昭和31年10月１日生）	昭和54年４月　当社入社 平成12年６月　当社取締役 平成14年２月　当社常務取締役 平成17年４月　当社専務取締役 平成20年６月　当社代表取締役（現在） 平成22年６月　当社取締役副社長 平成24年４月　当社取締役社長（現在） 平成25年11月　株式会社麦の穂ホールディングス 代表取締役会長（現在） 株式会社麦の穂 代表取締役会長（現在）	1,041,024株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
4	永谷 祐一郎（ながや ゆういちろう） （昭和37年10月31日生）	昭和61年４月　当社入社 平成19年３月　当社執行役員 平成20年５月　株式会社オクトス 代表取締役社長（現在） 平成20年６月　当社生産事業本部長（現在） 平成22年６月　当社取締役 平成23年６月　当社常務取締役 当社常務執行役員 平成25年６月　当社専務取締役（現在） 当社専務執行役員（現在）	207,969株
5	五十嵐 仁（いがらし じん） （昭和30年10月21日生）	昭和54年４月　当社入社 平成20年10月　当社経営企画部長 兼海外事業部長（現在） 平成21年３月　当社執行役員 平成22年３月　当社常務執行役員（現在） 平成22年６月　当社取締役 平成26年６月　当社常務取締役（現在）	2,000株
6	飯塚 弦二朗（いいづか げんじろう） （昭和30年２月12日生）	昭和52年４月　当社入社 平成19年３月　当社執行役員 平成21年３月　当社常務執行役員（現在） 当社営業本部長（現在） 平成25年６月　当社取締役（現在） 平成27年３月　藤原製麺株式会社 代表取締役会長（現在）	6,000株
7	鈴木 章平（すずき あきひら） （昭和34年12月１日生）	昭和57年４月　当社入社 平成17年３月　当社執行役員（現在） 当社品質保証部長 平成22年３月　当社総務本部長（現在） 平成22年10月　株式会社永谷園プロパティ 代表取締役社長（現在） 平成25年６月　当社取締役（現在）	4,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
※8	迫本栄二（さこもと えいじ） （昭和31年11月４日生）	平成５年３月　公認会計士開業登録（現在） 平成５年７月　税理士開業登録（現在） 平成12年６月　当社社外監査役（現在） 平成18年２月　株式会社西武ホールディングス 社外監査役（現在） 株式会社プリンスホテル 社外監査役（現在） 平成18年５月　銀座Ｋ．Ｔ．Ｃ税理士法人 代表社員理事長（現在）	3,000株
※9	山崎長宏（やまざき ながひろ） （昭和30年４月22日生）	昭和61年６月　太陽化学株式会社取締役 平成８年６月　同社代表取締役（現在） 平成９年６月　同社取締役社長（現在） 平成26年９月　当社社外監査役（現在）	－株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．各取締役候補者のうち、現に当社の取締役である候補者の当社における担当につきましては、同封の報告書13頁に記載のとおりであります。

３．迫本栄二氏及び山崎長宏氏は、社外取締役候補者であります。なお当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案が承認可決され、両氏が社外取締役に就任した場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

４．迫本栄二氏につきましては、公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から社外取締役としての役割を果たしていただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役の在任期間は本総会終結の時をもって15年であります。

５．山崎長宏氏につきましては、長年の経営者としての豊富な経験を活かし、社外取締役としての役割を果たしていただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役の在任期間は本総会の終結の時をもって９か月であります。

６．迫本栄二氏及び山崎長宏氏と当社との間で、当社定款及び会社法第427条第１項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結しております。その内容の概要は、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものであります。なお、本議案が承認可決され、両氏が社外取締役に就任した場合には、改めて同様の責任限定契約を締結する予定であります。

７．※印は新任候補者であります。

第５号議案　監査役４名選任の件

監査役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	永谷竜一（ながたにりゅういち） （昭和39年11月15日生）	平成６年４月　当社入社 平成20年６月　当社執行役員 当社経理部長 平成23年６月　当社取締役 当社グループ経営分析室長 平成26年６月　当社常勤監査役（現在）	124,205株
2	千葉博人（ちばひろひと） （昭和27年４月10日生）	昭和51年４月　当社入社 平成20年９月　当社総務本部総務部長 平成24年４月　当社総務本部付 平成24年６月　当社常勤監査役（現在）	2,000株
※3	柳澤義一（やなぎさわぎいち） （昭和31年８月３日生）	昭和60年３月　公認会計士開業登録（現在） 昭和60年５月　税理士開業登録（現在） 平成12年６月　新創監査法人代表社員 平成15年６月　東急リアル・エステート投資法人監督役員（現在） 平成23年４月　新創監査法人統括代表社員（現在） 平成25年６月　日本公認会計士協会東京会会長（現在） 平成25年７月　日本公認会計士協会本部副会長（現在）	－株
※4	井ノ上正男（いのうえまさお） （昭和33年11月９日生）	昭和63年４月　東京弁護士会弁護士登録（現在） 大高法律事務所入所（現在） 平成21年５月　株式会社歌舞伎座社外監査役（現在）	－株

（注）１．各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．柳澤義一氏及び井ノ上正男氏は、社外監査役候補者であります。なお当社は、本議案が承認可決され、両氏が社外監査役に就任した場合には、独立役員として指定し、

東京証券取引所に届け出る予定であります。

3．柳澤義一氏につきましては、公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から社外監査役としての役割を果たしていただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

4．井ノ上正男氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

5．第３号議案「定款一部変更の件」及び本議案が承認可決され、永谷竜一氏、千葉博人氏、柳澤義一氏及び井ノ上正男氏が監査役に就任した場合には、当社定款及び会社法第427条第１項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結する予定であります。その内容の概要は、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものであります。

6．※印は新任候補者であります。

第６号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴 （地位及び重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
松田　純一 （まつだ　じゅんいち） （昭和35年５月４日生）	平成５年４月　東京弁護士会弁護士登録（現在） 平成14年８月　松田純一法律事務所（現 松田綜合法律事務所）開設（現在） 平成26年９月　株式会社グローバルダイニング社外監査役（現在）	－株

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．松田純一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．松田純一氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

4．本議案が承認可決され、松田純一氏が監査役に就任した場合には、当社定款及び会社法第427条第１項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結する予定であります。その内容の概要は、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものであります。

第７号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役町田東氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社所定の規則に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
町　　田　　東	平成２年６月　当社取締役 平成６年６月　当社常務取締役 平成８年６月　当社専務取締役 平成12年６月　当社代表取締役（現在） 平成14年２月　当社取締役副社長 平成20年６月　当社取締役社長 平成24年４月　当社取締役副会長（現在）

第８号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

平成20年６月27日開催の第55回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額３億5,000万円以内、監査役の報酬額は年額5,000万円以内とご承認いただき、今日に至っております。当社は、取締役の報酬については、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため取締役を１名増員すること、監査役の報酬については、監査の対象範囲が拡大したこと及び諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額４億5,000万円以内（うち社外取締役分2,500万円以内）、監査役の報酬額を年額5,500万円以内と改めさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は８名でありますが、第３号議案（定款一部変更の件）及び第４号議案（取締役９名選任の件）が原案どおり承認可決されますと、取締役は９名（うち社外取締役２名）となります。また、現在の監査役は４名でありますが、監査役の員数に変更はありません。

以　上

第62回定時株主総会会場ご案内図

東京都港区芝五丁目26番20号
一般社団法人日本建築学会　建築会館ホール



最 寄 駅

ＪＲ　田町駅（三田口／西口）
都営地下鉄　三田駅（●印　駅出入口）

（お願い）　駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

VEGETABLE OIL INK

（第62回定時株主総会招集ご通知添付書類）

第 62 期 報 告 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

事業報告
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告

株式会社 永谷園

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

（事業の経過及び成果）

当連結会計年度における我が国の経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策により円安が進行し、企業収益や雇用環境が改善するなど緩やかな回復傾向がみられました。しかしながら、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が長引き、個人消費の持ち直しの動きに弱さがみられるなど、景気は先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く市場環境も、消費税増税の影響により食料品消費支出が低迷し、急速な円安による原材料価格の高騰とそれに伴う一部商品の値上げもあり、さらには流通業界における企業再編が進行するなど、厳しい状況で推移いたしました。

このような経営環境の下、当社グループは「企業戦略の充実」と「新価値提案力の更なるアップ」を経営における重要課題として取り組んでまいりました。

「企業戦略の充実」につきましては、創業の商品であり、当社の重要な基幹商品であるお茶づけ商品の市場活性化と需要拡大を目的として新プロジェクトを企画し、取り組んでまいりました。また、海外における拠点の整備及び事業基盤の強化を目的として、米国子会社の事業拠点の統合を行ったことに加え、株式会社麦の穂ホールディングスの海外子会社をシンガポール共和国に設立し新たな製造拠点を開設いたしました。

「新価値提案力の更なるアップ」につきましては、昨今高まる健康志向ニーズに対応した新商品や、日々変化する食シーンに合わせて付加価値を提案した新商品を発売いたしました。また、新しいカテゴリーの創造へ繋がる研究・開発・マーケティングなどの活動にも積極的に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は783億62百万円（前年度比 10.2%増）となりました。利益面につきましては、原材料価格の高騰による製造コストの上昇や販売経費の増加により、営業利益は28億76百万円（前年度比 27.1%減）、経常利益は30億96百万円（前年度比 21.2%減）となりま

した。また、当期純利益は16億73百万円（前年度比 30.8％減）となりました。

以下、セグメントの状況は次のとおりであります。

〇食料品事業

販売面につきましては、主力商品の活性化と新商品の市場定着に取り組んでまいりました。消費者向けにはテレビ媒体やホームページなどを活用した商品訴求、さらには当社オリジナルグッズを景品とした消費者キャンペーンの実施などによって、新たなファン層づくりと購買意欲の喚起に努めてまいりました。特にお茶づけ商品においては、「日本の上に何のせる？」というキャッチコピーで、様々な媒体を通じてお茶づけの新しい食べ方提案を発信してまいりました。また、流通向けには大量陳列コンテストや生鮮品との関連販売の提案などを通じて、店頭での商品露出の強化に取り組んでまいりました。

商品開発面につきましては、“新しい価値の提案による顧客開拓・拡大”をテーマに取り組んでまいりました。具体的には、素材感と健康感から、近年人気の高いグラノーラ（シリアル食品の一種）をスープに取り入れた商品や、健康訴求型の商品である「ちから」シリーズの新メニューとして、食物繊維たっぷりのごぼうのスープを開発し、即席スープ市場における新たな需要の掘り起こしを行ってまいりました。惣菜の素では、シニア層向けに健康に配慮した商品や、増加傾向にある家飲み需要にマッチした商品を発売し、市場の拡大を図ってまいりました。

以下、主要品目の状況は次のとおりであります。

＜お茶づけ・ふりかけ類＞

当社看板商品である「お茶づけ海苔」は、５月17日の「お茶漬けの日」に、食頻度アップを狙いとしたプロモーションを各方面で展開いたしました。加えて、秋からは全国のイベント会場での「お茶づけカー」による試食会や専用ＣＭ放映により、地域の特産品を使った今までと違う食べ方をアピールすることで、売上の拡大に取り組んでまいりました。

また、新商品ではサクサクの食感と素材のおいしさを再現した「超ふりかけ」シリーズの期間限定商品や、お子様に大人気のキャラクターを使用した「妖怪ウォッチふりかけ」を発売し、売上高は161億16百万円（前年度比 1.6％増）となりました。

＜スープ類＞

即席スープ市場の活性化のため、「１杯でごぼう1/3本分のちから 食物繊維たっぷりスープ」や、シリアル市場において成長を続けているグラノーラを使い、素材のもつ健康感を活かした「スープで食べるグラノーラ」を発売いたしました。また、当社主力商品である「あさげ」シリーズをだしの風味を更に効かせた商品にリニューアルいたしました。しかし、「１杯でしじみ70個分のちから みそ汁」の売上が振るわず、売上高は202億84百万円（前年度比 2.5%減）となりました。

＜調理食品類＞

惣菜商品では、既存商品において、前年に引き続き「麻婆春雨」のＣＭを短期集中放映し、その期間に他の中華惣菜商品と合わせて店頭露出を拡大したことにより、更なる売上アップを図ってまいりました。また、新商品として、家庭で居酒屋のメニューを再現できる「わが家は名酒場」シリーズを発売いたしました。さらに、健康意識の高い方をターゲットに、脂質・塩分を20%カットした「やさしい中華」シリーズを発売いたしました。

麺商品では、冬季の定番商品である「煮込みラーメン」シリーズに、新メニューとしてお子様も楽しめる「ミルクシーフード味」を追加いたしました。しかし、お好み焼き及びプレミックス商品を終売したことにより、売上高は269億76百万円（前年度比 1.5%減）となりました。

＜その他＞

業務用商品において、外食や中食マーケットを中心に販路拡大に取り組みました。加えて、当社グループの製造技術・設備を活用したスティックタイプのコーヒーを発売したことにより、売上高は47億98百万円（前年度比 6.8%増）となりました。

以上の結果、食料品事業の売上高は681億76百万円（前年度比 0.5%減）となりました。

○中食その他事業

株式会社麦の穂においては、主力ブランドであるシュークリーム専門店「ビアードパパ」で季節限定メニューを提供し、リピーターの来店頻度向上及び新規顧客の取り込みを図ってまいりました。また、国内店舗を中心に立地・ブランド等により厳選した出店と不振店舗の撤退を進め

たことに加え、既存店の改装を積極的に推進したことが奏功し、売上は堅調に推移いたしました。

NAGATANIEN RS FOODS,LLCにおいては、米国にてテイクアウト寿司事業の販売強化に取り組んでまいりました。

以上の結果、中食その他事業の売上高は101億85百万円（前年度比 294.8％増）となりました。

（設備投資及び資金調達の状況）

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は総額30億39百万円であります。その主な内容は、当社の子会社である株式会社サンフレックス永谷園における新工場建設に伴う費用（６億17百万円）及びグループ全体における既存設備の更新であり、金融機関からの借入金及び自己資金によりまかないました。なお、増資・社債発行による資金調達は行いませんでした。

（他の会社の株式その他の持分の取得の状況）

将来的な事業拡大を目的として、当社の子会社である株式会社麦の穂ホールディングスは、平成26年４月30日に、シンガポール共和国にMUGINOHO GLOBAL PTE.LTD.を設立いたしました。

また、管理業務の効率化を図るため、当社の子会社である藤原製麺株式会社と株式会社ふじの華は、平成27年３月１日を効力発生日として、藤原製麺株式会社を存続会社、株式会社ふじの華を消滅会社とする吸収合併を行いました。

（対処すべき課題）

今後の見通しにつきましては、原油価格下落の影響や政府の経済政策の効果により景気の緩やかな回復基調の継続が予想されますが、消費税増税後の個人消費の持ち直しの遅れや海外経済の下振れリスクが懸念されることから、経営環境は予断を許さない状況が続くものと思われます。

当社グループを取り巻く市場環境も、消費税増税や円安による商品の値上がりに所得が追いつかず、消費の低迷が継続することが見込まれます。特に、原材料の多くを輸入している食品業界において、円安による原材料価格の上昇分を商品の価格に転嫁せざるを得ない状況になってきており、消費者の低価格志向が続く中で、厳しい状況が予想されます。

このような下で当社グループは、当年度に引き続き「企業戦略の充実」と「新価値提案力の更なるアップ」を重要課題として取り組んでまいります。

①「企業戦略の充実」

今後も加速する競争環境へ迅速に対応するために、グループ各社が効果的に連携できる体制を構築し、戦略的かつ機動的な事業経営を実現することにより、企業価値の最大化を目指してまいります。また、お茶づけ、ふりかけ、みそ汁をはじめとする既存カテゴリーは、収益基盤の重要な柱であり、研究開発力や生産技術力、営業部門における企画提案力の向上に取り組み、お客様ニーズに対応した魅力ある商品・サービスを提供することで、市場シェア拡大を図ってまいります。

②「新価値提案力の更なるアップ」

多様化するライフスタイルや食シーンに対して、新たな価値と食の楽しさを提案し続けることにより、常にお客様から期待される企業を目指してまいります。

以上の課題達成に向けて、グループ各社の結束力を強固なものとし、永谷園ブランドの更なる価値の向上に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

事業の種類別売上高

事業の種類	主要な事業内容		売上高	構成比
食料品事業	品目別	主要商品	百万円	%
	お茶づけ類 ふりかけ類	お茶づけ、ふりかけ おむすび用ふりかけ	16,116	20.6
	スープ類	即席みそ汁 即席お吸いもの	20,284	25.9
	調理食品類	ちらし寿司のもと チャーハンのもと そうざいのもと カレー 即席中華めん、乾麺	26,976	34.4
	その他	業務用商品、進物品	4,798	6.1
	小計		68,176	87.0
中食その他事業	菓子の製造及び販売、飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導 テイクアウト寿司の製造及び販売		10,185	13.0
合計			78,362	100.0

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分	第59期 (平成24年３月期)	第60期 (平成25年３月期)	第61期 (平成26年３月期)	第62期 (当連結会計年度) (平成27年３月期)
売上高(百万円)	66,991	68,516	71,129	78,362
営業利益(百万円)	4,228	3,575	3,943	2,876
経常利益(百万円)	4,262	3,666	3,927	3,096
当期純利益(百万円)	1,887	2,199	2,416	1,673
１株当たり当期純利益 (円)	49.55	57.98	66.48	46.46
総資産(百万円)	56,325	56,072	65,070	68,352
純資産(百万円)	24,781	25,625	27,365	29,643
１株当たり純資産額 (円)	649.66	700.42	756.37	821.84

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
	百万円	%	
株式会社サンフレックス永谷園	15	100.00	飲食料品の包装・加工・製造及び販売
株式会社オクトス	27	100.00	食料品の製造及び販売
株式会社花笠食品	20	100.00	焼麸の製造及び販売、飲食料品の包装・加工・製造及び販売
株式会社サニーフーズ	85	100.00	調味料の製造及び販売
株式会社ユニネット	18	100.00	食料品の販売、事務業務受託
株式会社永谷園プロパティ	3	100.00	損害保険代理店業務 生命保険の募集に関する業務
株式会社ニシエイ	10	※100.00	食料品の製造及び販売
藤原製麺株式会社	40	91.67	麺類の製造及び販売
株式会社麦の穂ホールディングス	490	100.00	持株会社
株式会社麦の穂	11	※100.00	菓子の製造及び販売、飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導
	千USドル		
Muginoho International,Inc.	100	※100.00	菓子の製造及び販売、飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導
株式会社京都吉祥庵	65	※100.00	菓子の製造及び販売
上海麦好穂食品有限公司	112	※100.00	菓子の製造及び販売、飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導

（次頁に続く）

会　　社　　名	資　本　金	議決権比率	主な事業内容
MUGINOHO GLOBAL PTE.LTD.	千シンガポールドル 3,000	※100.00	菓子の製造及び販売、飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導
NAGATANIEN USA,INC.	千USドル 9,540	100.00	持株会社
NAGATANIEN RS FOODS,LLC	千USドル 2,545	※100.00	テイクアウト寿司の製造及び販売

（注）１．※の議決権比率には、間接保有分を含んでおります。
２．株式会社麦の穂ホールディングスは、平成26年４月30日付でMUGINOHO GLOBAL PTE.LTD.を設立いたしました。
３．株式会社麦の穂ホールディングスは、平成26年７月１日付で減資を行い、資本金が減少しております。
４．平成26年12月25日付けで株式会社ユニネットの株式（50株）を取得し、議決権の100%を直接保有する完全子会社となりました。
５．株式会社京都吉祥庵は、平成27年１月30日付及び平成27年２月27日付で増資を行い、資本金が増加しております。
６．藤原製麺株式会社と株式会社ふじの華は、平成27年３月１日を効力発生日として、藤原製麺株式会社を存続会社、株式会社ふじの華を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(4) 主要な事業内容　（平成27年３月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、食料品の製造及び販売並びに菓子の製造及び販売他であります。

主要商品等につきましては、６頁記載の「事業の種類別売上高」に記載のとおりであります。

(5) 主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

本社	東京都港区
技術開発センター	東京都大田区
茨城工場	茨城県高萩市
岡山工場	岡山県岡山市
仙台支店	宮城県仙台市
東京支店	東京都港区
名古屋支店	愛知県名古屋市
大阪支店	大阪府大阪市
広島支店	広島県広島市
福岡支店	福岡県福岡市

② 子会社の主要な営業所

㈱サンフレックス永谷園	福島県いわき市
㈱オクトス	三重県松阪市
㈱花笠食品	山形県酒田市
㈱サニーフーズ	東京都港区
㈱ユニネット	東京都大田区
㈱永谷園プロパティ	東京都港区
㈱ニシエイ	岡山県岡山市
藤原製麺㈱	北海道旭川市
㈱麦の穂ホールディングス	大阪府大阪市
㈱麦の穂	大阪府大阪市
Muginoho International,Inc.	アメリカ合衆国
㈱京都吉祥庵	京都府京都市
上海麦好穂食品有限公司	中華人民共和国
MUGINOHO GLOBAL PTE.LTD.	シンガポール共和国
NAGATANIEN USA,INC.	アメリカ合衆国
NAGATANIEN RS FOODS,LLC	アメリカ合衆国

(6) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数（前連結会計年度末比増減）
1,933名（+138名）

（注）１．従業員数は就業人数（当社グループからグループ外への出向者を除く。）でありますが、パートタイマー及びアルバイト等の臨時雇用者は含んでおりません。
２．従業員数が前連結会計年度末と比べて、138名増加しましたが、その主な要因は、株式会社永谷園プロパティ他３社を連結子会社化したためであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数（前事業年度末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
648名（+1名）	41.2歳	17.2年

（注）従業員数は就業人数(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)でありますが、パートタイマー及びアルバイト等の臨時雇用者は含んでおりません。

(7) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	5,530百万円
株式会社みずほ銀行	5,053
農林中央金庫	1,620
ひまわり信用金庫	886
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	540
日本生命保険相互会社	270
株式会社日本政策金融公庫	189
株式会社三井住友銀行	180

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 当社の子会社である株式会社永谷園プロパティと株式会社ユニネットは、平成27年４月１日を効力発生日として、株式会社永谷園プロパティを存続会社、株式会社ユニネットを消滅会社とする吸収合併を行いました。

② 当社は平成27年３月６日開催の取締役会において、会社分割の方法により持株会社体制に移行するためにその準備に入ることを決議し、平成27年４月16日開催の取締役会において、会社分割を行うための準備会社として、当社が100%出資する子会社である株式会社永谷園分割準備会社（平成27年10月１日付で「株式会社永谷園」に商号変更予定。以下「承継会社」といいます）を設立する旨を決議し、平成27年４月21日付で承継会社を設立いたしました。

さらに、当社は平成27年５月15日開催の取締役会において、当社が営む食料品の製造・販売事業を承継会社に承継させることを決議し、同日、承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました（以下、この会社分割を「本件吸収分割」といいます）。

本件吸収分割後の当社は持株会社となり、「株式会社永谷園ホールディングス」に商号変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。本件吸収分割の効力発生日は平成27年10月１日を予定しております。

なお、本件吸収分割及び定款変更（商号及び事業目的の変更等）の効力発生については、平成27年６月26日開催予定の第62回定時株主総会において関連議案が承認可決されることが前提条件となります。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　116,000,000株

② 発行済株式の総数　38,277,406株（自己株式2,319,261株を含む）

③ 株主数　7,381名（前事業年度末比310名減）

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	4,169千株	11.60%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,533	4.26
株式会社みずほ銀行	1,389	3.86
松竹株式会社	1,232	3.43
大正製薬ホールディングス株式会社	1,130	3.14
永谷　明	1,110	3.09
永谷栄一郎	1,041	2.90
永谷泰次郎	1,041	2.90
永谷三代子	784	2.18
大日本印刷株式会社	764	2.13

（注）１．当社は、自己株式を2,319,261株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式（2,319,261株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	永谷 栄一郎	
取締役相談役	永谷 明	
代表取締役 取締役副会長	町田 東	株式会社サンフレックス永谷園 代表取締役会長 株式会社オクトス代表取締役会長
代表取締役 取締役社長	永谷 泰次郎	株式会社麦の穂ホールディングス 代表取締役会長 株式会社麦の穂代表取締役会長
専務取締役	永谷 祐一郎	専務執行役員 生産事業本部長 株式会社オクトス代表取締役社長
常務取締役	五十嵐 仁	常務執行役員 経営企画部長兼海外事業部長
取締役	飯塚 弦二朗	常務執行役員 営業本部長兼販売戦略部長兼広域流通部長 藤原製麺株式会社代表取締役会長
取締役	鈴木 章平	執行役員 総務本部長 株式会社ユニネット代表取締役社長 株式会社永谷園プロパティ代表取締役社長
常勤監査役	永谷 竜一	
常勤監査役	千葉 博人	
監査役	迫本 栄二	銀座Ｋ．Ｔ．Ｃ税理士法人代表社員理事長 株式会社西武ホールディングス社外監査役 株式会社プリンスホテル社外監査役
監査役	山崎 長宏	太陽化学株式会社代表取締役社長

（注）１．監査役迫本栄二氏及び山崎長宏氏は、社外監査役であります。
２．監査役迫本栄二氏及び山崎長宏氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
３．監査役迫本栄二氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．平成26年６月27日開催の取締役会において、取締役五十嵐仁氏は常務取締役に選定され就任いたしました。

5．取締役飯塚弦二朗氏は、平成27年３月１日付で藤原製麺株式会社代表取締役会長に就任いたしました。
6．平成26年６月27日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、取締役永谷竜一氏は任期満了により取締役を退任し、監査役岩本政義氏は辞任により監査役を退任いたしました。
7．平成26年６月27日開催の第61回定時株主総会において、監査役に永谷竜一氏が選任され就任いたしました。
8．平成26年６月27日開催の監査役会において、常勤監査役に永谷竜一氏が選定され就任いたしました。
9．監査役今泉公二氏は、平成26年９月５日付で、辞任により監査役を退任いたしました。なお、同氏は退任時において、プラス株式会社の代表取締役社長、アスクル株式会社の社外取締役でありました。
10．補欠監査役山崎長宏氏は、平成26年９月５日付で、監査役に就任いたしました。
11．当社には社外監査役が２名おり、取締役会においても中立的で率直な発言をいただいていることから、社外者による監査・監督として十分に機能していると認識しており、これに加えて社外取締役を置くことで、当社の強みである意思決定の迅速性、効率性が阻害される恐れがあるのではないかとの懸念から、これまで社外取締役を選任してまいりませんでした。
しかし、当社グループは、「企業戦略の充実」「新価値提案力の更なるアップ」を重要課題として掲げ、事業の拡大に取り組んでおりますが、当社グループがさらに成長していくためには、より実効性のあるガバナンス体制を構築することが重要であり、社外取締役を導入することが適切であると判断し、平成27年６月26日開催予定の第62回定時株主総会において社外取締役候補者２名を含む取締役選任議案を上程させていただきました。
12．平成27年３月31日現在の執行役員は、上記の取締役兼務者の他は、次のとおりであります。

常務執行役員	久　世　次　郎	執行役員	久　我　光　枝
執行役員	川　又　幸　夫	執行役員	綾　井　宣　男
執行役員	松　村　雅　彦		

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	支　給　額
取　締　役	9名	351百万円
監　査　役 （うち社外監査役）	6名 (3)	47百万円 (12)
合　　計	15名	399百万円

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成20年６月27日開催の第55回定時株主総会において年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、平成20年６月27日開催の第55回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
３．支給額には、事業年度中に役員退職慰労引当金として費用処理した金額を含んでおります。
４．当事業年度末現在の取締役は８名、監査役は４名（うち、社外監査役は２名）であります。上記の取締役及び監査役の員数と相違しておりますのは、平成26年６月27日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役１名、平成26年６月27日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した監査役１名及び平成26年９月５日付で辞任により退任した社外監査役１名が含まれているためであります。

③　社外役員に関する事項

イ．社外監査役　迫本栄二氏

(イ) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

同氏は、銀座Ｋ．Ｔ．Ｃ税理士法人代表社員理事長を兼任しておりますが、当社と同法人との間には特別な関係はございません。

(ロ) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

同氏は、株式会社西武ホールディングス及び株式会社プリンスホテルの社外監査役を兼任しておりますが、当社と両社との間には特別な関係はございません。

(ハ) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に、また監査役会６回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての視点から助言・提言を行っております。

ロ．社外監査役　今泉公二氏

(イ) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

同氏は、プラス株式会社の代表取締役社長を兼任しておりますが、当社と同社との間には、特別な関係はございません。

(ﾛ) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
同氏は、アスクル株式会社の社外取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間には、特別な関係はございません。
(ﾊ) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度において平成26年９月５日付で退任するまでに開催された取締役会７回のうち４回に、また監査役会３回のうち１回に出席し、経験豊富な経営者としての視点から助言・提言を行っております。

ハ．社外監査役　山崎長宏氏
(ｲ) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
同氏は、太陽化学株式会社の代表取締役社長を兼任しておりますが、当社と同社との間には、特別な関係はございません。
(ﾛ) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
記載事項はありません。
(ﾊ) 当事業年度における主な活動状況
平成26年９月５日付の就任以降、当事業年度に開催された取締役会６回全てに、また監査役会３回全てに出席し、経験豊富な経営者としての視点から助言・提言を行っております。

ニ．責任限定契約の内容の概要
当社は社外監査役全員との間で、当社定款及び会社法第427条第１項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結しております。その内容は、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として損害賠償責任を負担するものであります。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	新日本有限責任 監査法人支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	51百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することができませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社の重要な子会社のうち、株式会社麦の穂ホールディングス及び海外子会社３社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会規程・同取扱細則の基準に従い、重要な意思決定は取締役会に付議すべき事項とし、取締役会での協議・検討を通じて相互に監督を行う。
また、必要に応じて取締役会の付議事項・基準を見直す（取締役会規程・同取扱細則）。

・『永谷園グループの倫理綱要』に基づき、取締役の法令及び社内規程遵守の確保を図る。

・内部通報制度の整備、運用により、法令遵守その他の面で疑義のある行為等の把握及び是正改善を行う。

・財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し改善を進める。

・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察等と連携して毅然とした姿勢で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・各種会議録・稟議書等の重要な文書の作成・保存を徹底のうえ、関係諸規程を整備し、閲覧可能な状態を維持する。また、必要に応じて規程を見直し、情報の保存・管理及び閲覧の充実を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・重大な事故等の発生時の組織的な対処の手順を定め、事故等の発生時に適切に運用できる体制を整える（危機管理規程、対策本部運営マニュアル）。

・内部通報制度の整備、運用により、法令遵守その他の面で疑義のある行為等の把握に努める。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・執行役員制度を導入し、執行役員に対して業務執行の権限と責任を付与することで、取締役の職務執行が効率的に行われる体制をとる。

・経営に資するテーマ等を審議･決定する経営会議、及び各部門長が業務報告を行うための会議の開催により、取締役は業務運営の状況を把握するとともに、各執行役員・部門長との連携を図り、効率的な職務執行を実現する。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス経営の維持・継続を効果的に推進するために、コンプライアンス委員会において、グループ全体のコンプライアンスに関する重要事項を審議し､必要な施策を講じる。

・『永谷園グループの倫理綱要』に基づき、各使用人の法令及び社内規程遵守の確保を図る。

・社内講習会を適宜実施し、法律の制定・改正等の知識習得を図る。

・定期的に各部門の内部監査を実施し、使用人の職務執行の有効性と妥当性を確保する。

・内部通報制度の整備、運用により、法令遵守その他の面で疑義のある行為等の把握に努める。

⑥　当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ会社の役員・社員も顧問弁護士等へ内部通報することができる体制とし、業務執行の適正の確保を図る。

・定期的に各グループ会社の内部監査を実施し、各社の業務執行を調査する。

・『永谷園グループの倫理綱要』に基づき、各グループ会社の役員・社員の法令及び社内規程遵守の確保を図る。

・定期的にグループ会社からの報告の機会を設け、グループ会社における業務執行状況の把握に努める。

・グループ会社に関する重要な事項については、株式会社永谷園において事前承認を必要とし、あるいは報告を受ける機会を設け、グループ会社の業務の適正を図る。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・現時点では設置していないが、監査役の求めがある場合は当該使用人に関する体制を検討する。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・現時点では設置していないが、設置する場合は、当該使用人の任免・指揮命令は監査役会の権限とする等により取締役からの独立を図る。

⑨　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・各部門長が業務報告を行うための会議に監査役が出席し、業務報告を受ける体制を維持する。

・専任の内部監査担当部門が内部監査の結果を監査役に報告する。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・総務部及び経理部が連携し、監査役の監査業務を補助する体制をとる。

(5) 会社の支配に関する基本方針

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

②基本方針の実現に資する取組みについて

創業以来、当社及び当社グループは創意と工夫で他にはない優れた価値を持つ商品やサービスをお客様にお届けしようと努力してまいりました。その結果、今日の「永谷園ブランド」を確立することができました。そして、「永谷園ブランド」を支持してくださるお客様の期待に応えるためにも、当社及び当社グループは常に新しい価値を提供し続けてまいります。そのために、これまでの取組みをいっそう強化するとともに、健康感のある素材に着目した商品や海外展開など新たな市場における「永谷園ブランド」の提供及び新たな価値の提供にチャレンジしてまいります。

これらの課題を着実に実行することで、「日本になくてはならない会社」になることを目指してあらゆる面で進化し、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社及び当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

③当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）の内容の概要（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

当社は、平成20年６月27日開催の第55回定時株主総会にて「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、平成23年６月29

日開催の第58回定時株主総会及び平成26年６月27日開催の第61回定時株主総会にて、一部所要の改定を行い、継続いたしました。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するためのものです。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページに記載されている平成26年５月15日付「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

（当社ホームページ：http://www.nagatanien.co.jp/ir/library_brief_note.html）

④本プランの合理性

イ．買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じております。

ロ．当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

ハ．株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、平成29年６月開催予定の定時株主総会終結の時までですありますが、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

ニ．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置いたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員３名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

ホ．合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

ヘ．デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は１年であり、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成を一度に変更することができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

備　考

本事業報告の記載金額及び株数の表示単位未満の端数は、それぞれ切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	29,059	流動負債	20,631
現金及び預金	8,195	支払手形及び買掛金	7,978
受取手形及び売掛金	10,454	短期借入金	4,726
商品及び製品	4,045	リース債務	383
仕掛品	618	未払法人税等	397
原材料及び貯蔵品	4,242	賞与引当金	597
繰延税金資産	696	資産除去債務	5
その他	815	未払金	5,308
貸倒引当金	△9	その他	1,236
固定資産	39,293	固定負債	18,077
有形固定資産	23,230	社債	5,000
建物及び構築物	6,259	長期借入金	9,756
機械装置及び運搬具	3,388	リース債務	762
土地	11,419	繰延税金負債	455
リース資産	1,071	再評価に係る繰延税金負債	380
建設仮勘定	663	役員退職慰労引当金	15
その他	427	退職給付に係る負債	295
無形固定資産	6,282	資産除去債務	231
のれん	6,175	その他	1,179
その他	106	負債合計	38,709
投資その他の資産	9,780	純資産の部	
投資有価証券	8,121	株主資本	30,804
関係会社出資金	152	資本金	3,502
繰延税金資産	111	資本剰余金	6,331
その他	1,503	利益剰余金	23,035
貸倒引当金	△107	自己株式	△2,065
		その他の包括利益累計額	△1,252
		その他有価証券評価差額金	1,854
		土地再評価差額金	△3,406
		為替換算調整勘定	165
		退職給付に係る調整累計額	134
		少数株主持分	90
		純資産合計	29,643
資産合計	68,352	負債純資産合計	68,352

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		78,362
売上原価		42,121
売上総利益		36,241
販売費及び一般管理費		33,365
営業利益		2,876
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	126	
為替差益	91	
不動産賃貸料	144	
助成金収入	79	
その他	95	541
営業外費用		
支払利息	172	
固定資産除却損	30	
債権売却損	28	
シンジケートローン手数料	26	
不動産賃貸費用	34	
その他	28	320
経常利益		3,096
特別利益		
受取和解金	29	29
特別損失		
減損損失	71	
店舗閉鎖損失	10	82
税金等調整前当期純利益		3,044
法人税、住民税及び事業税	1,251	
法人税等調整額	119	1,370
少数株主損益調整前当期純利益		1,673
少数株主利益		0
当期純利益		1,673

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日残高	3,502	6,509	21,819	△1,949	29,881
会計方針の変更による累積的影響額			119		119
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,502	6,509	21,938	△1,949	30,000
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△558		△558
当期純利益			1,673		1,673
自己株式の取得				△115	△115
連結範囲の変動			△17		△17
連結子会社株式の取得による持分の増減		△177			△177
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	―	△177	1,097	△115	803
平成27年３月31日残高	3,502	6,331	23,035	△2,065	30,804

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成26年４月１日残高	893	△3,445	5	△55	△2,601	85	27,365
会計方針の変更による累積的影響額							119
会計方針の変更を反映した当期首残高	893	△3,445	5	△55	△2,601	85	27,484
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△558
当期純利益							1,673
自己株式の取得							△115
連結範囲の変動							△17
連結子会社株式の取得による持分の増減							△177
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	960	38	160	189	1,349	5	1,354
連結会計年度中の変動額合計	960	38	160	189	1,349	5	2,158
平成27年３月31日残高	1,854	△3,406	165	134	△1,252	90	29,643

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　17社

・連結子会社の名称　㈱サンフレックス永谷園　㈱オクトス　㈱花笠食品
㈱サニーフーズ　㈱ユニネット　㈱永谷園プロパティ
㈱ニシエイ　藤原製麺㈱　㈱ふじの華
㈱麦の穂ホールディングス　㈱麦の穂
Muginoho International,Inc.　㈱京都吉祥庵
上海麦好穂食品有限公司　MUGINOHO GLOBAL PTE.LTD.
NAGATANIEN USA,INC.　NAGATANIEN RS FOODS,LLC

㈱永谷園プロパティ、NAGATANIEN USA,INC.及びNAGATANIEN RS FOODS,LLCについては重要性が増したため、また、MUGINOHO GLOBAL PTE.LTD.については新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　上海永谷園食品貿易有限公司

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数　1社

・持分法適用の関連会社の名称　Sweet Meal Co.,Ltd.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　上海永谷園食品貿易有限公司

・持分法を適用していない理由　当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

藤原製麺㈱、㈱ふじの華、㈱麦の穂ホールディングス及び㈱麦の穂の決算日は２月28日、㈱京都吉祥庵の決算日は１月31日、Muginoho International,Inc.、上海麦好穂食品有限公司、MUGINOHO GLOBAL PTE.LTD.、NAGATANIEN USA,INC.及びNAGATANIEN RS FOODS,LLCの決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産……定率法
（リース資産を除く）

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（付属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　２～50年
機械装置及び運搬具　２～10年

ロ．無形固定資産……定額法
（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③　重要な引当金の計上基準
イ．貸倒引当金……当連結会計年度末保有の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
ハ．役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給見積額を計上しております。

④　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤　重要なヘッジ会計の方法
イ．ヘッジ会計の方法……金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており、特例処理を採用しております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象……ヘッジ手段……金利スワップ
ヘッジ対象……借入金利息
ハ．ヘッジ方針……当社グループでは社内規定に基づき、将来の金利変動リスクを回避する目的で行っております。
ニ．ヘッジ有効性評価の方法……金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、金融商品に係る会計基準に基づき有効性の判定を省略しております。

⑥　のれんの償却に関する事項

　のれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については５年間で均等償却しております。

　ただし、金額が僅少な場合は、発生年度に全額償却しております。

⑦　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準……退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、連結子会社につきましては、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ．消費税等の会計処理……消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（１）退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が185百万円減少し、利益剰余金が119百万円増加しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

（２）企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等が平成26年４月１日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等（ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。）を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度末の資本剰余金が177百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ26百万円増加しております。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	495百万円
機械装置及び運搬具	32百万円
土地	171百万円
有形固定資産その他	0百万円
合　　計	698百万円

(2) 担保付債務

買掛金	17百万円
短期借入金	48百万円
長期借入金	166百万円
合　　計	232百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　23,882百万円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	38,277千株	－千株	－千株	38,277千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,211千株	107千株	－千株	2,319千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加107千株は、取締役会の決議による自己株式の取得による増加100千株及び単元未満株式の買取請求による増加7千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成26年６月27日開催の第61回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　279百万円
・１株当たり配当金額　7円75銭
・基準日　平成26年３月31日
・効力発生日　平成26年６月30日

ロ. 平成26年11月７日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　278百万円
・１株当たり配当金額　7円75銭
・基準日　平成26年９月30日
・効力発生日　平成26年12月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年６月26日開催の第62回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　278百万円
・１株当たり配当金額　7円75銭
・基準日　平成27年３月31日
・効力発生日　平成27年６月29日

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債の使途は運転資金（主として短期）、設備投資資金及び事業投資資金（主として長期）であり、一部の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは社内規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	8,195	8,195	－
(2) 受取手形及び売掛金	10,454	10,454	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	7,371	7,371	－
(4) 支払手形及び買掛金	7,978	7,978	－
(5) 短期借入金	4,726	4,771	45
(6) 未払金	5,308	5,308	－
(7) 社債	5,000	5,011	11
(8) 長期借入金	9,756	9,904	148
(9) デリバティブ取引	－	－	－

（注）１　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4)支払手形及び買掛金、(6)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)短期借入金、(8)長期借入金

これらのうち、固定金利による借入金の時価については、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、変動金利による借入金の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりますが、金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施している借入金については、取引金融機関から提示された金利スワップの時価も含めて記載しております。

(7)社債

社債の時価は、市場価格等によっております。

(9)デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

２　非上場株式等（連結貸借対照表計上額　310百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

６．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の事務所等（土地及び建物）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は79百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
4,162百万円	△2百万円	4,159百万円	7,044百万円

（注）1　連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2　当連結会計年度の主な減少は、減価償却によるものであります。

3　当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　821円84銭

(2) １株当たり当期純利益　46円46銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．その他の注記

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6％から平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は８百万円減少し、法人税等調整額が80百万円、その他有価証券評価差額金が72百万円、それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は38百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**24,403**	**流動負債**	**18,434**
現金及び預金	6,464	買掛金	6,692
売掛金	8,137	短期借入金	2,500
商品及び製品	2,828	1年内返済予定の長期借入金	1,050
仕掛品	478	関係会社短期借入金	2,379
原材料及び貯蔵品	3,639	リース債務	67
前払費用	3	未払金	4,738
繰延税金資産	466	未払費用	189
関係会社短期貸付金	2,063	未払法人税等	78
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	56	賞与引当金	337
その他	270	その他	401
貸倒引当金	△4	**固定負債**	**16,634**
固定資産	**35,519**	社債	5,000
有形固定資産	**13,406**	長期借入金	9,500
建物	2,164	リース債務	98
構築物	75	繰延税金負債	335
機械及び装置	1,922	再評価に係る繰延税金負債	380
車両運搬具	34	退職給付引当金	298
工具、器具及び備品	249	役員退職慰労引当金	15
土地	8,799	資産除去債務	17
リース資産	156	その他	989
建設仮勘定	5	**負債合計**	**35,069**
無形固定資産	**58**	**純資産の部**	
借地権	3	**株主資本**	**26,600**
ソフトウエア	48	**資本金**	**3,502**
その他	7	**資本剰余金**	**6,469**
投資その他の資産	**22,054**	資本準備金	6,409
投資有価証券	7,145	その他資本剰余金	59
関係会社株式	13,732	**利益剰余金**	**18,694**
出資金	1	利益準備金	875
関係会社出資金	152	その他利益剰余金	17,818
従業員に対する長期貸付金	8	圧縮積立金	188
関係会社長期貸付金	270	別途積立金	12,150
長期前払費用	28	繰越利益剰余金	5,479
その他	796	**自己株式**	**△2,065**
貸倒引当金	△79	**評価・換算差額等**	**△1,747**
		その他有価証券評価差額金	**1,659**
		土地再評価差額金	**△3,406**
		純資産合計	**24,853**
資産合計	**59,922**	**負債純資産合計**	**59,922**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		63,321
売上原価		35,673
売上総利益		27,647
販売費及び一般管理費		25,670
営業利益		1,976
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	117	
為替差益	54	
不動産賃貸料	153	
その他	52	396
営業外費用		
支払利息	148	
社債利息	19	
固定資産除却損	26	
債権売却損	28	
シンジケートローン手数料	26	
不動産賃貸費用	33	
その他	4	288
経常利益		2,084
税引前当期純利益		2,084
法人税、住民税及び事業税	674	
法人税等調整額	153	827
当期純利益		1,256

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成26年４月１日残高	3,502	6,409	59	6,469	875	188	12,150	4,661	17,875	△1,949	25,898
会計方針の変更による累積的影響額								119	119		119
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,502	6,409	59	6,469	875	188	12,150	4,781	17,995	△1,949	26,017
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△558	△558		△558
当期純利益								1,256	1,256		1,256
自己株式の取得										△115	△115
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	698	698	△115	582
平成27年３月31日残高	3,502	6,409	59	6,469	875	188	12,150	5,479	18,694	△2,065	26,600

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年４月１日残高	753	△3,445	△2,692	23,205
会計方針の変更による累積的影響額				119
会計方針の変更を反映した当期首残高	753	△3,445	△2,692	23,325
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△558
当期純利益				1,256
自己株式の取得				△115
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	906	38	945	945
事業年度中の変動額合計	906	38	945	1,528
平成27年３月31日残高	1,659	△3,406	△1,747	24,853

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式……移動平均法による原価法

ロ．その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（付属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　２～50年

機械及び装置　10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用……均等償却

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……当事業年度末保有の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給見積額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法……金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象……ヘッジ手段……金利スワップ
ヘッジ対象……借入金利息

③ ヘッジ方針……当社では社内規定に基づき、将来の金利変動リスクを回避する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法……金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、金融商品に係る会計基準に基づき有効性の判定を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が185百万円減少し、利益剰余金が119百万円増加しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	13,372百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務	
① 短期金銭債権	2,285百万円
② 長期金銭債権	270百万円
③ 短期金銭債務	4,180百万円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	60百万円
② 仕入高	16,029百万円
③ 営業取引以外の取引高	33百万円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,211千株	107千株	－千株	2,319千株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加107千株は、取締役会の決議による自己株式の取得による増加100千株及び単元未満株式の買取請求による増加7千株であります。

６．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 流動資産の繰延税金資産

（繰延税金資産）

販売促進費否認	299百万円
賞与引当金繰入額否認	111百万円
その他	55百万円
繰延税金資産合計	466百万円
繰延税金資産の純額	466百万円

② 固定負債の繰延税金負債

（繰延税金資産）

長期未払金否認	296百万円
投資有価証券評価損否認	197百万円
退職給付引当金繰入額否認	96百万円
会員権評価損否認	85百万円
その他	115百万円
繰延税金資産小計	791百万円
評価性引当額	△361百万円
繰延税金資産合計	430百万円
繰延税金負債との相殺	△430百万円
繰延税金資産の純額	－百万円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	670百万円
圧縮積立金	94百万円
繰延税金負債合計	765百万円
繰延税金資産との相殺	△430百万円
繰延税金負債の純額	335百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は１百万円減少し、法人税等調整額が69百万円、その他有価証券評価差額金が68百万円、それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は38百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

7．関連当事者との取引に関する注記

(1) 主要株主

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株主	三菱商事㈱	東京都千代田区	204,446	総合商社	(被所有) 直接 11.70	当社商品の販売原材料の購入	当社商品の販売	61,082	売掛金	119
							原材料の購入	2,810	買掛金	198

（注）1　取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2　取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の販売及び原材料の購入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

(2) 役員及びその近親者

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員及びその近親者	永谷　明	―	―	―	(被所有) 直接 3.12	当社 取締役 相談役	自己株式の取得	107	―	―

（注）1　取引金額には消費税等が含まれておりません。

2　取引条件及び取引条件の決定方針等

平成26年９月５日開催の取締役会決議に基づき、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を利用し、平成26年９月５日の株価終値(最終特別気配を含む)1,074円で取引を行っております。

(3) 子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱サンフレックス永谷園	15	食料品事業	（所有）直接100.00	4名	当社商品の製造等	原材料購入等	8,344	買掛金	1,291
							商品加工等	2,019	未払金	187
子会社	藤原製麺㈱	40	食料品事業	（所有）直接91.67	3名	当社商品の製造等	資金の貸付	117	関係会社短期貸付金	703
							利息の受取	4		
子会社	㈱麦の穂	11	中食その他事業	（所有）間接100.00	5名	－	資金の借入	1	関係会社短期借入金	1,001

（注）1　取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2　取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 原材料購入及び商品加工については、㈱サンフレックス永谷園から提示された価格と、他の外注先との取引価格を参考にしてその都度交渉の上、決定しております。

(2) 資金貸借取引については、当社が導入しているキャッシュ・マネジメント・システムによるものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　691円17銭

(2) １株当たり当期純利益　34円89銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

株式会社　永　　谷　　園
　　取　締　役　会　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　麻　生　和　孝　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　玉　井　哲　史　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社永谷園の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社永谷園及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

株式会社　永　　谷　　園
　　取　締　役　会　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　麻　生　和　孝　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　玉　井　哲　史　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社永谷園の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、内部統制システムの運用状況を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

株式会社永谷園　監査役会

常勤監査役　永谷　竜一　㊞

常勤監査役　千葉　博人　㊞

社外監査役　迫本　栄二　㊞

社外監査役　山崎　長宏　㊞

以　上


VEGETABLE
OIL INK